

議案第16号

三朝町高齢者介護予防及び生活支援事業手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町高齢者介護予防及び生活支援事業手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年3月9日

三朝町長 吉田秀光

平成13年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町高齢者介護予防及び生活支援事業手数料徴収条例の一部を改正する条例

三朝町高齢者介護予防及び生活支援事業手数料徴収条例（平成12年三朝町条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、介護保険の給付の対象外となる高齢者等に対して、<u>次条に定める事業</u>を実施した場合における手数料（以下「手数料」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 手数料を徴収する事業は、次に掲げる事業とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、介護保険の給付の対象外となる高齢者等に対して、<u>生きがい活動支援通所事業及び生活管理指導員の派遣</u>を実施した場合における手数料（以下「手数料」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 手数料を徴収する事業は、次に掲げる事業とする。</p>

